

長期優良住宅建築等計画の認定に係る「技術的審査」について

岡山県建築住宅センター株式会社は、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁が行なう長期優良住宅建築等計画の認定を支援するため、認定申請に先立って、申請者様のご依頼に応じて、当該計画に係る「技術的審査」を行い、申請者様に対して「適合証」を交付する業務を行っております。

1. 業務の内容

長期優良住宅建築等計画の認定基準10区分のうち、所管行政庁が定める区分の技術的審査及びその適合証の交付（なお、当センターは適合証の交付をするもので、認定通知書は各所管行政庁にて交付されます。）

※ 所管行政庁窓口：備前県民局、備中県民局、美作県民局、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、新見市、笠岡市

2. 業務区域

岡山県内全域

3. 対象建築物

一戸建て住宅及び共同住宅等の新築住宅

4. 料 金

◆ 一戸建て住宅 (消費税込)

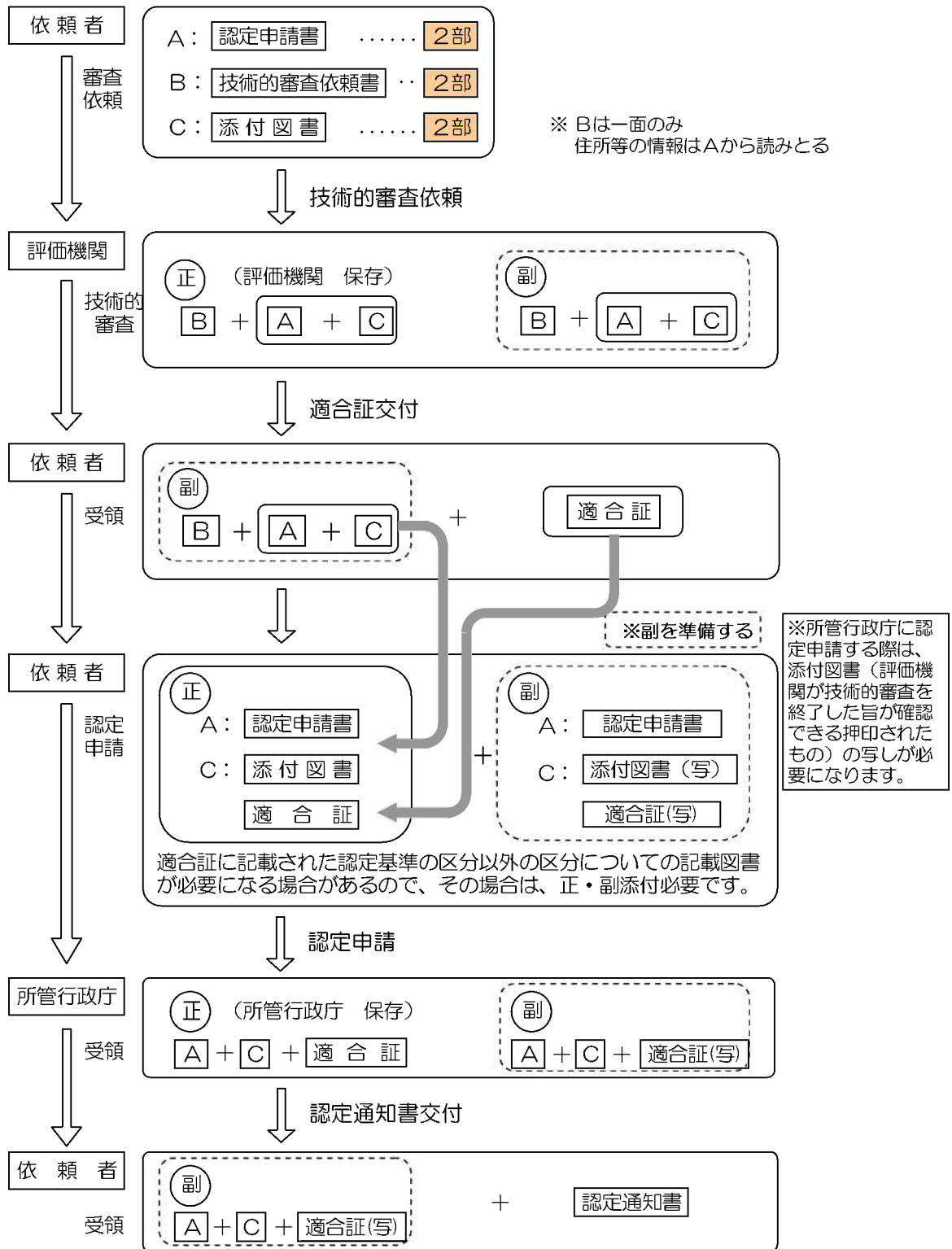
| 長期優良住宅単独 | 設計住宅性能評価併用 |
|----------|------------|
| 37,800 | 5,250 |

岡山県建築住宅センター株式会社

本 社 TEL 086-227-3266 FAX 086-227-3267

倉敷営業所 TEL 086-426-5551 FAX 086-426-5553

< 依頼図書の流れ（一般の流れ） >



(評価協作成「業務規程・技術的審査の手引き」より抜粋)

※ 認定申請書、添付図書につきましては、国土交通省のホームページ「長期優良住宅法関連情報」のページおよび評価協会の「認定申請作成の手引き」をご利用・ご参考ください。